

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年3月15日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

国民年金関係

3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700891号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700059号

## 第1 結論

昭和55年4月から昭和56年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月から昭和56年12月まで

前回、私は請求期間について、昭和57年4月頃に住所変更の手続を行うためA市役所を訪れたところ、同市役所の職員から「年金を納めるのは義務だ。2年遡って納めることが可能だ。」と言われたので、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始することを伝え、2年遡って保険料を納付することの申し出を行い、加入した際に作成された手書きの納付書により、3か月毎に2万円弱を郵便局で納付していたとして訂正請求を行ったが、年金記録の訂正は認められなかった。

前回の訂正請求は、国民年金の加入手続が昭和59年2月頃であるとの理由で認められなかったが、私が昭和57年4月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を遡って納付していたことは確かなので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日及び当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和59年2月頃に払い出されたと推認でき、請求者の国民年金の加入手続は昭和59年2月頃に行われたと考えられることから、昭和57年4月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しないこと、ii) 昭和59年2月時点では、請求期間の保険料は時効により納付することができないこと、iii) 戸籍の附票によれば、請求者は、請求期間前から請求期間後の昭和63年2月まで同一市内に居住していることから、上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたとは考え難いこと、iv) 社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことなどから、既に平成28年6月17日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知

されている。

しかしながら、請求者は、前回の請求とほぼ同じ請求内容で、昭和 57 年 4 月頃に住所変更  
手続のために訪れた A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始する  
ことを伝え、2 年遡って保険料を納付することの申し出を行い、加入した際に作成された手書  
きの納付書により、3 か月毎に 1 万 8,000 円弱よりも少し低い額を郵便局で納付していたと主  
張して、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請  
求内容及びこれまでに収集した資料を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな  
事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認め  
ることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700972 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1700060 号

## 第 1 結論

平成 9 年 8 月から平成 11 年 7 月までの請求期間及び平成 13 年 6 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 9 年 8 月から平成 11 年 7 月まで  
② 平成 13 年 6 月

請求期間①については、私は、会社を退職したので平成 9 年 9 月頃に母と一緒に A 市役所へ行き、私の国民年金と国民健康保険の加入手続を 3 階の窓口で行った。国民年金保険料は、A 市役所で納付していたが、私が忙しいときは、母が代わりに納付してくれたこともある。

請求期間②については、手続したのかどうかよく覚えていないが、母又は退職した会社の総務係の人から国民年金に加入するように言われたことは覚えており、保険料を納付したと思う。

請求期間①及び②の国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間①及び②については、いずれも、直前の厚生年金保険の被保険者資格喪失日（請求期間①は平成 9 年 8 月 9 日、請求期間②は平成 13 年 6 月 28 日）を「勸奨事象発生日」として、「未加入期間国年適用勸奨」の対象とされ、その後、加入手続を行わなかった国民年金未加入者の一覧である「未適用者一覧表（最終）」が作成されることが確認でき、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金への切替手続が行われていなかったと考えられ、現在においても未加入期間とされていることから、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間①及び②に係る年金記録の過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700986号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700061号

## 第1 結論

平成2年\*月から平成3年3月までの請求期間、平成10年4月から平成13年11月までの請求期間、平成14年10月から平成18年12月までの請求期間及び平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年\*月から平成3年3月まで  
② 平成10年4月から平成13年11月まで  
③ 平成14年10月から平成18年12月まで  
④ 平成19年7月から平成20年6月まで

これまで5回、請求期間を含めて20歳になった平成2年\*月から、納付書が送付されてきたので、納付書が送付されてくるたびにその納付書を使って毎月きちんと国民年金保険料を納付しており、納付金額は定かではないが納付していたことは間違いないので、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないとして訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。他の公共料金、携帯電話料金と同様に国民年金保険料も、月々ほぼ滞りなく支払ってきた。コツコツと支払ってきたことは確信しているので、再度訂正請求を行った。

今回、私は、成人して間もない頃の国民年金保険料の納付場所について、A市内のコンビニエンスストアやB銀行を利用していたことを思い出したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間を含めて20歳になった平成2年\*月から、国民年金保険料を納付書が送付されてくるたびに、その納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているところ、i) オンライン記録によると、平成2年\*月及び平成19年1月から同年6月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の国民年

金保険料を充当したことが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、ii) 平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求期間は合計で\*か月であり、行政機関がこれほどの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、既に平成28年8月30日、同年12月21日、平成29年6月8日、同年9月15日及び同年12月15日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、請求期間①に係る成人して間もない頃の国民年金保険料の納付場所について、A市内のコンビニエンスストアやB銀行を利用していたことを思い出した旨主張して、6回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、コンビニエンスストアで国民年金保険料の納付が可能になったのは、平成16年2月からであることから、請求者が請求期間①に係る成人して間もない頃にはコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付することはできない。

また、B銀行は、平成2年頃には同銀行のA支店は営業していたが、法定帳簿の保存期間経過により10年以上前の取引記録は保存していない旨回答している。

そのほか、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。